

小野市 RPA 導入支援業務委託仕様書

令和 5 年 11 月

小野市

目次

1.	業務内容.....	2
2.	調達要件.....	2
3.	納品.....	5
4.	運用支援.....	5
5.	検収.....	6
6.	契約不適合責任.....	6
7.	その他.....	7

小野市 RPA 導入支援業務委託（以下「本業務」という。）に係る公募型プロポーザル実施要領に定める詳細な業務内容は、概ね次のとおりとする。

1. 業務内容

(1)ライセンス提供

LGWAN に接続する職員端末（以下「LGWAN 端末」という。）及び住民情報系ネットワークに接続する RPA 用端末（以下「住基端末」という。）にて利用できるクライアント型 RPA ソフトウェアを提供する。

(2)研修実施

システムを利用する職員に対し、操作や機能の説明会を実施する。

(3)運用サポート

RPA ソフトウェアの操作方法、シナリオ作成、障害対応等の本市からの問い合わせに対応し、本事業の円滑な実施に必要なサポートを行う。

2. 調達要件

(1)前提条件

(ア) RPA ソフトウェア利用端末

RPA を利用する端末のスペックは下記の通りである。

- ・ CPU Intel(R) Core(TM) i3-4100M 以上
- ・ メモリ 8GB
- ・ OS Windows10 及び Windows11
- ・ ブラウザ Microsoft Edge (IE モード含む)、Google Chrome、Internet Explorer 11

(イ) RPA ソフトウェア利用システム

次のシステムを RPA ソフトウェアでオブジェクト認識機能 (xpath、HTML) により制御できること。(座標制御、画像認識機能を利用しないこと。) また、キー操作機能によって項目選択をしないこと。

1. 財務会計システム

- ・ システム名 FAST 財務会計 5.2
- ・ 開発メーカー ジャパンシステム株式会社
- ・ ブラウザ Edge (IE モード)
- ・ 制御内容 システムにログイン、命令書の入力、帳票の印刷 (PDF ファイルの表示) までの一連の流れを 1 つのシナリオで行うこと。
命令書の入力内容は、CSV ファイル等に保存されている情報を読み込むこと。
- ・ HTML 4.0
- ・ 備考 複数の frame タグで構成。

2. 住民情報システム

- ・システム名 日立 自治体ソリューション ADWORLD
- ・開発メーカー 株式会社日立システムズ
- ・ブラウザ Internet Explorer 11
- ・制御内容 システムにログイン、メニューから処理に遷移、検索、パラメーターの設定までの一連の流れを1つのシナリオで行うこと。
- ・HTML 4.01

(2)ライセンス要件

受託者は調達する RPA ソフトウェアの内、下記 (ア) (イ) に該当するライセンスを提供すること。

また、本年度に限り、研修用として下記 (ウ) の条件を満たす試用版ライセンスも提供すること。

(ア) LGWAN 端末

形態はフローティングライセンスとし、LGWAN-ASP 又はオフラインでライセンス認証ができること。

ライセンス管理サーバーが必要な場合は、サーバーの調達も含めること。

(イ) 住基端末

形態はノードロックライセンスとし、オフラインでライセンス認証ができること。

(ウ) 試用版

試用版を調達する場合は、下記を満たすこと。

1. 有料ライセンスのフル機能と同様の機能を有すること。
2. オフラインでライセンス認証ができること。
3. インストールする端末、またはユーザーの数に制限が無いこと。
4. 試用版ライセンスの有効期間は60日以上とすること。
5. 有料ライセンス移行時にシナリオが引き継げること。
6. 次年度の4月からは上記 (ア)、(イ) のライセンスを調達できること。
7. 次年度に必要なサーバーや機器がある場合は、本年度の調達とすること。

(3)サポート要件

(ア) 職員研修

職員向けに、RPA ソフトウェアの基礎習得を目的とした研修を実施すること。

(イ) シナリオ作成サポート

1. 現地にてエンジニアによるサポートを行うこと。
2. RPA ソフトウェアの機能に関する問い合わせに対応すること。
3. RPA ソフトウェアのシナリオ作成において、シナリオ上のエラー、システム変更等によるシナリオの修正に関する問い合わせに対応すること。

(4)調達一覧

受託者は表 1 及び表 2 で示すライセンスやサポート等を手配すること。

【表 1：令和 5 年度 ライセンス調達範囲・サポート等の内容】

調達内容	数量
試用版	
RPA 試用版ライセンス フル機能（60日以上）	無制限
本番ライセンス	
業務実施上必要な場合は、RPA ライセンスを提案上限内・最小の範囲で提供すること。 なお、試用版のみで本年度の業務が実施できる場合は、本番ライセンスは不要である。	
サポート等	
職員向け研修会（オフライン） （1回6時間、参加者10名を想定）	2回
シナリオ作成サポート（オフライン）	30時間
実施予定期間 令和6年2月から令和6年3月	

【表2：次年度以降のライセンス調達予定数】

調達内容	数量
LGWAN 用	
RPA フローティングライセンス フル機能版 (シナリオ作成ライセンス)	1台
RPA フローティングライセンス 実行版	3台
住民情報ネットワーク用	
RPA ノードロックライセンス フル機能版 (シナリオ作成ライセンス)	1台
RPA ノードロックライセンス 実行版	3台

※ 本プロポーザルは次年度予算議決前の準備行為として実施するものであり、予算の減額、否決があったときは、数量の変更や調達を行わないこともあることに留意すること。

3. 納品

本業務完了後、速やかに下記の書類等を提出すること。成果物については紙媒体および電子媒体（DVD-ROM）を各1部納品すること。

(1)成果物

- (ア) 業務実施計画書（体制、スケジュール等）
- (イ) RPA ソフトウェア操作マニュアル
- (ウ) 研修会資料
- (エ) 完了届
- (オ) 納品書
- (カ) その他必要書類

(2)納品場所

小野市役所総務部 ICT 推進課（庁舎3階）

4. 運用支援

(1)運用管理

契約期間中においては、操作や運用等に関する本市からの問い合わせに対応できるようにすること。対応時間は、「小野市の休日を守る条例」に基づく休日を除く月曜日から金曜日（8時45分～17時15分）までとする。

(2)その他の提案

専門的な立場から、他市事例や今後を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。

5. 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

本市が検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、本市は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

(1) 守秘義務

個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(2) 著作権

作成される成果物の著作権等の取り扱いは、次に定めるところによる。

(ア) 本業務の履行により発生した著作権は本市に帰属するものとし、本市は事前の連絡なく加工および二次利用できるものとする。ただし、本業務開始前に、受託者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツにかかる著作権についてはこの限りではない。

(イ) 業務の成果品等に、受託業者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報を含む。）が含まれていた場合には、権利は受託者に留保されるが、本市は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

(ウ) 受託者は、本市に対し著作者人格権を行使しないものとする。

(エ) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責に帰す場合を除き、受託者の責任・負担に置いて一切を処理すること。

6. 契約不適合責任

(1) 受託者は、業務を完了した後において、業務の目的物に種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、その補修、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完またはこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(2) 前(1)の場合において、引渡しを受けた日から1年以内、または本市がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、本市は、同項の請求をすることができない。

ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(3)前(1)の場合において、本市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、本市は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(ア) 履行の追完が不可能であることが明らかであるとき。

(イ) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) 本業務の目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約の目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(エ) 上記のほか、本市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

7. その他

(1)本業務の遂行にあたり、業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。

(2)受託者の責に帰すべき理由により、本市または第三者に損害を与えた場合には、受託者がその損害を賠償すること。

(3)本仕様書に定めのないことは本市および受託者の双方で協議し、決定することとする。